

第 45 回堺市新型コロナウイルス対策本部会議議事要旨

日 時：令和 5 年 5 月 1 日（月） 午後 3 時～午後 3 時 40 分

場 所：堺市役所本館 3 階 大会議室

- 議 題：1. 本市の新型コロナウイルス感染症患者の状況等について
2. 新型コロナウイルス感染症 5 類移行に伴う大阪府等の方針について
3. 本市における新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への移行等について
4. 新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴う主要事業の変更点について
5. 今後の感染動向の把握と体制について

【開会にあたり市長より】

- ・堺市新型コロナウイルス対策本部会議は、令和 2 年 1 月 28 日の第 1 回から本日の第 45 回まで 3 年以上にわたって続いてきたが、5 月 8 日からは感染症法上の位置づけが 5 類となり、行政の対応も大きく変わる。
- ・世の中もアフターコロナに向けて大きく動き出すが、新型コロナウイルス感染症に全く感染しなくなることはない。むしろ、ここから事態が再び深刻化する可能性も大いに考えられる。
- ・アフターコロナを見据えて行動するが、注意を怠らずに臨むことが求められる期間と考えている。
- ・このことを踏まえ、本日の会議では 5 月 8 日以降の 5 類移行後の本市の対応について協議したい。

【議題説明及び質疑】

1. 本市の新型コロナウイルス感染症患者の状況等について (保健医療担当局長) (消防局長)

(※資料 1、参考資料参照)

- ・3 年を超える長期にわたり、医療関係者の皆様には診療・治療の最前線でご尽力をいただいた。市民及び市内事業者の皆様には感染対策を講じながら、日常生活や社会経済活動の継続についてご理解とご協力をいただいた。改めてお礼を申し上げる。
- ・急激な感染拡大は現在のところ確認されていないが、過去 2 年も夏頃には感染が拡大している。
- ・現在の感染者数は微増傾向を示していることから感染拡大が再燃する可能性が考えられるため、市民の皆様が安心して過ごせるよう 5 類移行後の対応を着実に行う。
- ・新型コロナウイルス感染症がなくなったわけではないため、市民の皆様には状況に応じた感染対策を行いながら過ごしていただきたい。
- ・救急需要が増大した際には、通常の 25 隊の救急隊に加え、即時に臨時救急隊を編成できる体制や、比較的安定している新型コロナウイルス感染症患者の転院搬送には廃車予定であった救急車両を活用できる体制を整えている。
- ・病院の受入体制について、堺市医師会の協力を得て、受入当番表による運用を行う。

2. 新型コロナウイルス感染症 5 類移行に伴う大阪府等の方針について (危機管理監)

(※資料 2 参照)

3. 本市における新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行等について

(保健医療担当局長)

(※資料3参照)

4. 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う主要事業の変更点について

(保健医療担当局長・危機管理監・総務局長・教育次長・子ども青少年局長)

(※資料4-1参照)

(※資料4-2参照)

5. 今後の感染動向の把握と体制について (保健医療担当局長、危機管理監)

(※資料5参照)

- ・5類移行後の感染動向の公表については、国の方針として定点把握とすることが示されている。インフルエンザなどと同様に週1回、あらかじめ指定された医療機関が新規陽性者数を報告する仕組みになる。
- ・今後も新型コロナウイルス感染症の拡大が想定されることから、本市の状況について定点把握による新型コロナウイルス感染症陽性者数の推移を1週間ごとに公表する。
- ・同じく定点把握しているインフルエンザでは流行状況を示すため、定点あたりの基準値を設定し流行発生警報・流行発生注意報を行っているが、新型コロナウイルス感染症でも同様の対応を行うかは国において検討中。
- ・5類移行後の国の方針として入院者数・重症者数・検査数については把握を継続すると示されており、本市においても把握を継続する。公表については、国・大阪府の把握・公表方法が決定次第、対応を検討する。
- ・死亡者数については、国の方針として一部の自治体で新型コロナウイルス感染症以外も含む全死亡者数を把握すると示されている。本市においても、国の方針に沿って新型コロナウイルス感染症以外も含む全死亡者数を把握し、死亡の動態を把握する。
- ・新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが変更されること、医療提供体制等において一定の措置期間が設けられることなどを踏まえ、「堺市新型コロナウイルス対策本部会議」は、新たな会議体に移行する。
- ・5類移行後も引き続き新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視し、感染拡大等の事態に速やかに対応することを目的として「堺市新型コロナウイルス対策庁内連絡会議」を新たに設置する。

(中野副市長)

- ・新型コロナウイルス感染症でも流行発生警報・流行発生注意報の対応を行うかについて国が検討中とのことだが、インフルエンザにおけるそれぞれの基準値はどの程度か。

(保健医療担当局長)

- ・インフルエンザの注意報は、流行の発生前であれば、4週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いことを示しており、流行後は流行が継続していることを示している。警報は、大きな流行が発生または継続しつとあると疑われることを示している。
- ・基準値は、1週間の定点医療機関あたり報告数が10を上回ると注意報、30を上回ると警報。なお、警報となった後10を下回ると終息となる。

【閉会にあたり市長より】

- ・5月8日以降は、対策本部会議から庁内連絡会議へと移行する。
- ・体制が変わっても、必要に応じて、市民や市内事業者の皆様にご注意すべき点や行動について効果的にお伝えし、何よりも市民の皆様が安心して健康に過ごすことができるように、関係機関と連携しながら、気を抜かずに取り組まなければならない。
- ・それぞれの部門においては、状況を注視しながら、臨機応変に行動するための意識を持ち続けてもらいたい。